令和三年七月臨時会

菊陽町議会会議録

令和 3 年第 1 回

菊陽町議会７月臨時会会議録

令和 3 年 7 月 30 日

熊本県菊陽町議会

第１回菊陽町議会７月臨時会会議録

令和３年７月30日（金）開会

菊　陽　町　議　会

1. 議　事　日　程

（令和３年第１回菊陽町議会７月臨時会）

令和３年７月30日
午 前 10 時 開議
於　　議　　場

日程第１　会議録署名議員の指名について
日程第２　会期の決定について
日程第３　諸般の報告
日程第４　町長提出承認第７号から同意第11号までを一括議題
日程第５　町長の提案理由の説明
日程第６　承認第７号　専決処分の承認を求めることについて（令和３年度菊陽町一般会計補正予算（第３号））
日程第７　報告第６号　専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（（仮称）防災センター新築工事（建築）））
日程第８　報告第７号　専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（（仮称）防災センター新築工事（電気設備）））
日程第９　報告第８号　専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（（仮称）防災センター新築工事（機械設備）））
日程第10　議案第34号　工事請負契約の締結について（菊陽北小学校造成工事（２））
日程第11　議案第35号　工事請負契約の締結について（菊陽北小学校校舎増築工事（建築））
日程第12　議案第36号　財産の取得について
日程第13　議案第37号　財産の無償貸付について
日程第14　議案第38号　町道路線の変更について
日程第15　議案第39号　町道路線の認定について
日程第16　議案第40号　熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
日程第17　同意第11号　副町長の選任について

2. 出席議員は次のとおりである。

１番	廣　瀬　英　二　君	２番	矢　野　厚　子　君
３番	大久保　　　輝　君	４番	阪　本　俊　浩　君
５番	西　本　友　春　君	６番	那　須　眞理子　君
７番	佐々木　理美子　君	８番	中　岡　敏　博　君
９番	北　山　正　樹　君	10番	布　田　　　悟　君
11番	坂　本　秀　則　君	12番	渡　邊　裕　之　君
13番	佐　藤　竜　巳　君	14番	甲　斐　榮　治　君
15番	岩　下　和　高　君	16番	小　林　久美子　君

17番　福島知雄君　　18番　上田茂政君

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長　東　桂一郎君

書記　吉本香奈君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	後藤三雄君	副町長	吉野邦宏君
教育長	上川幸俊君	教育部長	平木元宏君
総務部長	板楠健次君	福祉生活部長兼福祉課長	矢野信哉君
健康保険部長兼健康・保険課長	古賀直之君	経済部長兼農政課長	山川和徳君
土木部長兼都市計画課長	井芹　渡君	会計管理者兼会計課長	川上一弘君
総務課長	矢野博則君	危機管理防災課長	梅原浩司君
総合政策課長	吉本雅和君	財政課長	澤田一臣君
子育て支援課長	和田　征君	商工振興課長	今村太郎君
建設課長	矢野和幸君	総務課総務法制係長	小泉秀和君
施設整備課長	荒牧栄治君		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

開会　午前10時０分

○議長（上田茂政君）　ただいまから令和３年第１回菊陽町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第１　会議録署名議員の指名について

○議長（上田茂政君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、12番渡邊裕之君、13番佐藤竜巳君を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第２　会期の決定について

○議長（上田茂政君）　日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日１日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君）　異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日１日間とすることに決定しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第３　諸般の報告

○議長（上田茂政君）　日程第３、諸般の報告を行います。

本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

次に、閉会中の委員の辞任及び選任についてを報告します。

大久保輝議員、佐々木理美子議員から、６月15日、広報調査特別委員会委員の辞任願が出され、同日付で議長が辞任を許可し、議長指名により中岡敏博議員、布田悟議員を広報調査特別委員会委員に選任しました。

次に、布田悟議員から６月16日に議会運営委員会委員の辞任願が出され、22日に議長が辞任を許可し、６月30日に議長指名により北山正樹議員を議会運営委員会委員に選任いたしました。

６月30日、議会運営委員会の互選により、議会運営委員長に北山正樹議員が選任されました。

これで諸般の報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第４　町長提出承認第７号から同意第１１号までを一括議題

○議長（上田茂政君）　日程第４、町長提出承認第７号から同意第11号までの12件を一括して議題とします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第５　町長の提案理由の説明

○議長（上田茂政君）　日程第５、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君）　おはようございます。

議員各位におかれましては、令和３年第１回菊陽町議会臨時会をお願いしましたところ、大変御多用の中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

急を要する案件が生じましたので、本日臨時会をお願いしたところであります。

それでは、提案しております12件の付議事件について提案理由を申し上げます。

承認第７号は、令和３年度菊陽町一般会計補正予算（第３号）についての専決処分の承認を求めるものであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況になっている飲食店や子育て世帯に対する支援など急を要する予算について、地方自治法第179条第１項の規定により、令和３年７月15日付で専決処分をしましたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に２億5,779万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を165億6,517万円と定めました。

歳入では、国庫支出金を5,389万8,000円、県支出金を5,389万6,000円、諸収入を１億5,000万円増額しております。

歳出は、民生費を2,212万5,000円、商工費を２億3,566万9,000円増額しております。

報告第６号は、（仮称）防災センター新築工事（建築）の請負契約の変更についての専決処分の報告であります。

報告第７号は、（仮称）防災センター新築工事（電気設備）の請負契約の変更についての専決処分の報告であります。

報告第８号は、（仮称）防災センター新築工事（機械設備）の請負契約の変更についての専決処分の報告であります。

この報告第６号から報告第８号までの３件は、令和２年第２回臨時会で議案として提案し、可決いただきました（仮称）防災センター新築工事の３工事の請負契約の締結に関するもので、工事内容の一部を変更する必要が生じたため、工事請負契約を変更したものであります。

今回の契約金額の変更が、それぞれ当初契約金額の100分の10を超えず、かつ1,000万円以下でありましたので、専決処分をしたもので、地方自治法第180条第２項の規定により議会に報告するものであります。

議案第34号は、菊陽北小学校造成工事⑵請負契約の締結についてであります。

菊陽北小学校では、急激な児童数の増加により、令和４年度には２教室、その後も増加が続

き、令和７年度までには10教室の不足が見込まれます。このため、菊陽北小学校校舎増築事業を進めていますが、本件はこの校舎増築事業に係る造成工事であります。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第35号は、菊陽北小学校校舎増築工事（建築）請負契約の締結についてであります。

内容は、議案第34号と同じ菊陽北小学校増築事業に係る建築工事であります。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第36号は、財産の取得についてであります。

現在、建築中の（仮称）防災センターで使用する長机や椅子、キャビネットなどの備品を取得する必要がありますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第37号は、財産の無償貸付についてであります。

内容は、本町において進めています（仮称）第二原水工業団地整備事業の計画区域の用地取得の意向を示されているソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社と事業の速やかな進捗を図ることを目的に該当用地の土地譲渡契約を前提とした無償貸付けを行うため、地方自治法第96条第１項第６号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第38号は、町道路線の変更についてであります。

内容は、（仮称）第二原水工業団地整備事業に伴い、４路線の終点位置の変更を行うものであります。

議案第39号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、（仮称）第二原水工業団地整備事業に伴い、下大谷５号線を新たに町道として認定するものであります。

議案第40号は、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてであります。

内容は、熊本県市町村総合事務組合の構成団体であるくまもと県北病院機構設立組合が玉名市玉東町病院設立組合に名称を変更したため、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更するものであります。

なお、この議案につきましては、関係団体において、議会の同文議決を求めるものであります。

同意第11号は、副町長の選任についてであります。

内容は、吉野邦宏副町長の任期が令和３年８月24日をもって満了となりますが、次期副町長についても、引き続き吉野邦宏氏を選任したく、地方自治法第162条の規定により議会の同意をお願いするものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田茂政君）　提案理由の説明を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第６　承認第７号　専決処分の承認を求めることについて（令和３年度菊陽町一般会計補正予算（第３号））

○議長（上田茂政君）　日程第６、承認第７号専決処分の承認を求めることについて（令和３年度菊陽町一般会計補正予算（第３号））を議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君）　おはようございます。

承認第７号の専決処分の承認を求めることについては、令和３年度菊陽町一般会計補正予算（第３号）についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況となっている飲食店や子育て世帯に対する支援など急を要する予算について、７月15日に地方自治法第179条第１項の規定により専決処分をしましたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細は御質問に応じお答えしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、２枚めくっていただき、１ページをお開きください。

令和３年度菊陽町一般会計補正予算（第３号）は、第１条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に２億5,779万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を165億6,517万円と定めました。

２ページをお開きください。

２ページからは、第１表の歳入歳出予算補正ですが、内容は５ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

８ページをお開きください。

２の歳入について御説明します。

款の17国庫支出金、項の２国庫補助金、目の１総務費国庫補助金、節区分の７新型コロナ対策事業費補助金、説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、今回事業化分のプレミアム付食事券及び子育て世帯への特別給付金事業分として5,389万8,000円増額しています。

款の18県支出金、項の２県補助金、目の１総務費県補助金、節区分の７新型コロナ対策事業費補助金、説明欄の熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金は、プレミアム付食事券事業や子育て世帯への特別給付金事業に対する県の交付金として町負担分の２分の１を補助されるもので、5,389万6,000円増額しています。

款の23諸収入、項の５雑入、目の４雑入は、プレミアム付食事券の販売収入として１億5,000万円計上しています。

下の９ページは、３の歳出になります。

款の３民生費、項の２児童福祉費、目の９新型コロナ対策事業費は、節区分の19扶助費で、子育て世帯への臨時特別給付金として低所得の子育て世帯に対して児童１人当たり２万円を給付するもので、2,198万円計上しています。

次の10ページをお開きください。

款の７商工費、項の１商工費、目の４新型コロナ対策事業費は、5,000円で購入すると7,500円分使用することができるプレミアム率50％となる町内の飲食店で使える食事券を販売するプレミアム付食事券事業で、節区分の12委託料は、プレミアム付食事券事業委託料で、飲食店で利用された食事券の換金事業などを商工会へ委託する費用として２億2,847万9,000円計上しています。

なお、プレミアム付食事券は９月中旬頃に販売を開始する予定としており、低所得の子育て世帯が食事券を利用しやすいよう、食事券の販売に合わせて子育て世帯への臨時特別給付金の給付を行うこととしています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第７号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君）　全員賛成です。したがって、承認第７号は原案のとおり承認されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第７　報告第６号　専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（（仮称）防災センター新築工事（建築）））

○議長（上田茂政君）　日程第７、報告第６号専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（（仮称）防災センター新築工事（建築）））を議題とします。

危機管理防災課長、説明を求めます。

○危機管理防災課長（梅原浩司君）　おはようございます。

報告第６号専決処分の報告について説明いたします。

この報告は、令和２年第２回菊陽町議会臨時会で議案として提案し、可決いただきました

（仮称）防災センター新築工事（建築）の請負契約の締結に関するもので、工事内容の一部を変更する必要が生じたため、工事請負契約を変更したものであります。

今回の契約金額の変更が、当初契約金額の100分の10を超えず、かつ1,000万円以下でありましたので、令和３年７月12日に専決処分をしたものであり、地方自治法第180条第２項の規定により議会に報告するものであります。

初めに、専決処分の内容について説明いたします。

２枚目の専決処分書を御覧ください。

１、契約の目的、（仮称）防災センター新築工事（建築）。２、変更契約金額、７億2,058万8,642円。当初契約金額は７億1,225万円でしたので、833万8,642円の増額となります。３、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼76番地３、アスク・東築特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社アスク工業、代表取締役上村信敏でございます。

次に、工事の主な変更内容について説明いたします。

２枚めくっていただいて、参考資料の１ページ、Ａ３判の外構の図面をお開きください。

変更箇所は、図面のうち赤で表示した部分になります。

本庁舎と防災センター、本庁舎と第２庁舎の間の部分の舗装工事を追加しています。これは、防災センターの完成後、供用開始のために必要な範囲で舗装工事を行うものです。これによる変更金額は、約370万円の増額となっています。

なお、防災センター北側については、今後駐車場を整備する際に舗装工事を行う予定です。

１枚めくっていただいて、参考資料の２ページ目をお開きください。

１階の図面になります。図面右側の備蓄倉庫における棚の仕様変更をしています。変更前は、右下にスチール製の棚を並べていましたが、それを減らし、右上及び左上にパレットラックと呼ばれるパレットに物資を載せたまま収納できる大型の棚を設置するよう変更しています。

また、左下の移動棚の規格を見直し、大きめの物資も収納できるように変更しています。

これは、光の森防災備蓄棟の運用を始め、備蓄を進める中で、備蓄物資は様々な規格の箱に収められており、収納するためには広めの棚と平置きができるスペースが必要であるとの判断に至ったためであります。これらにより備蓄品の保管に柔軟性が増し、スペースの有効活用ができるようになります。これによる金額の変更は、後ほど説明する３階の書庫の棚の変更と合わせて約50万円の減額となっています。

次に、防災研修室１に新たにプロジェクターとスクリーンを設置することとしています。当初は、本庁舎大会議室のものを移設する計画としていましたが、それはそのまま大会議室で使用することとなりましたので、追加したものです。これによる変更金額は、約200万円の増額となっています。

１枚めくっていただいて、参考資料の３ページ目、３階の図面をお開きください。

図面右側の棚仕様変更と表示している箇所については、書庫１、２において書類を有効に収

納できるよう、棚の仕様を変更しています。先ほどの１階部分の棚の変更と合わせて約50万円の減額となっています。

次に、その左側のＯＡフロア変更と表示している箇所になります。この部分は、当初は通常の床としていましたが、ほかの執務室と同様に、将来的にほかの用途や部屋の配置変更にも柔軟に対応できるよう、電源や電話、ＬＡＮ配線などにおいて有効なＯＡフロアに変更しております。これによる変更金額は、約350万円の増額となっています。

これらのことから、請負金額を変更して契約する必要があったものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田茂政君）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君）　質疑なしと認めます。

これで報告第６号専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（（仮称）防災センター新築工事（建築）））の報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第８　報告第７号　専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（（仮称）防災センター新築工事（電気設備）））

○議長（上田茂政君）　日程第８、報告第７号専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（（仮称）防災センター新築工事（電気設備）））を議題とします。

危機管理防災課長、説明を求めます。

○危機管理防災課長（梅原浩司君）　報告第７号専決処分の報告について説明いたします。

この報告は、令和２年第２回菊陽町議会臨時会で議案として提案し、可決いただきました（仮称）防災センター新築工事（電気設備）の請負契約の締結に関するもので、工事内容の一部を変更する必要が生じたため、工事請負契約を変更したものであります。

今回の契約金額の変更が、当初契約金額の100分の10を超えず、かつ1,000万円以下でありましたので、令和３年７月12日に専決処分をしたものであり、地方自治法第180条第２項の規定により議会に報告するものであります。

初めに、専決処分の内容について説明いたします。

２枚目の専決処分書を御覧ください。

１、契約の目的、（仮称）防災センター新築工事（電気設備）。２、変更契約金額、１億5,096万1,758円。当初契約金額は１億4,817万円でしたので、279万1,758円の増額となります。３、契約の相手方、熊本県熊本市南区幸田２丁目３番39号、西日本・熊電特定建設工事共同企業体、代表者、西日本電工株式会社、代表取締役古閑謙二でございます。

次に、工事の主な変更内容について説明いたします。

２枚めくっていただいて、参考資料のＡ３判の図面をお開きください。

変更箇所は、図面のうち赤で表示した部分になります。

図面左側のオイルタンク位置変更としている箇所ですが、これは、自家発電機の燃料タンクの位置を変更するものになります。当初は、約８メートル南側に設置予定でしたが、将来想定される土地利用を考慮し、北側へとその位置を変更し、それに伴い配管を追加しているものです。これによる変更金額は、約200万円の増額となります。

次に、図面右側のＥＶ充電器、規格・数変更としている箇所ですが、防災センター東側の外壁に電気自動車充電用のコンセントを追加するものになります。当初は、100ボルト15アンペアのものを１基としていましたが、昨年度に電気自動車を２台、プラグインハイブリッド車を１台導入したため、車の仕様に合わせ、充電用コンセントの規格を200ボルト30アンペアに変更するとともに、基数を３基に増やしたものになります。これによる変更金額は、約70万円の増額となります。

これらのことから、請負金額を変更して契約する必要があったものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田茂政君）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君）　質疑なしと認めます。

これで報告第７号専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（（仮称）防災センター新築工事（電気設備）））の報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第９　報告第８号　専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（（仮称）防災センター新築工事（機械設備）））

○議長（上田茂政君）　日程第９、報告第８号専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（（仮称）防災センター新築工事（機械設備）））を議題とします。

危機管理防災課長、説明を求めます。

○危機管理防災課長（梅原浩司君）　報告第８号専決処分の報告について説明いたします。

この報告は、令和２年第２回菊陽町議会臨時会で議案として提案し、可決いただきました（仮称）防災センター新築工事（機械設備）の請負契約の締結に関するもので、工事内容の一部を変更する必要が生じたため、工事請負契約を変更したものであります。

今回の契約金額の変更が、当初契約金額の100分の10を超えず、かつ1,000万円以下でありましたので、令和３年７月12日に専決処分をしたものであり、地方自治法第180条第２項の規定により議会に報告するものであります。

初めに、専決処分の内容について説明いたします。

２枚目の専決処分書を御覧ください。

１、契約の目的、（仮称）防災センター新築工事（機械設備）。２、変更契約金額、１億8,473万9,425円。当初契約金額は１億8,260万円でしたので、213万9,425円の増額となります。３、契約の相手方、熊本県熊本市南区近見７丁目３番14号、ダンレイ・公栄特定建設工事共同企業体、代表者、ダンレイ株式会社、代表取締役木村英宏でございます。

次に、工事の主な変更内容について説明いたします。

２枚めくっていただいて、参考資料の１ページ、Ａ３判の図面をお開きください。

変更箇所は、図面のうち赤で表示した部分になります。

初めに、参考資料１ページ目から３ページ目にかけて、空調関係の変更となります。エアコン用のリモコンの追加となります。図面に赤い四角がありますが、これは災害時に非常用発電機でも利用できる天井埋め込み型のエアコンになります。このエアコンが、１階に３か所、２階に６か所、３階に２か所あります。当初は、この非常用電源を利用できるエアコンと通常のエアコンを１つのリモコンで共用するようにしていましたが、非常用電源につながる機器はスイッチを個別にしておく必要があったため、赤丸で囲った箇所にリモコンを11基追加しています。これによる変更金額は、約40万円の増額となっています。

次に、参考資料２枚目の２階の図面をお開きください。

電算システムを設置するサーバー室のエアコンを変更しています。設置するサーバーのレイアウトから風量等を再検討した結果、容量の大きいエアコンに変更するものです。これによる変更金額は、約85万円の増額となっています。

最後に、参考資料の最後のページ、４枚目の図面をお開きください。

太い赤線は、新たな受水槽に給水するための配管です。工事を進める中で、既設給水管の老朽化に伴う漏水が判明しましたので、新しい給水管を布設することにしました。これによる変更金額は、約70万円の増額となっています。

これらのことから、請負金額を変更して契約する必要があったものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田茂政君）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君）　質疑なしと認めます。

これで報告第８号専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（（仮称）防災センター新築工事（機械設備）））の報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１０　議案第３４号　工事請負契約の締結について（菊陽北小学校造成工事（２））

○議長（上田茂政君）　日程第10、議案第34号工事請負契約の締結について（菊陽北小学校造成工

事(2)）を議題とします。

施設整備課長、説明を求めます。

○施設整備課長（荒牧栄治君）　おはようございます。

それでは、議案第34号工事請負契約の締結について御説明いたします。

菊陽北小学校造成工事(2)の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容を御説明いたします。

１、契約の目的、菊陽北小学校造成工事(2)。２、契約の方法、指名競争入札。３、契約金額、１億1,550万円。４、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字原水3316番地、株式会社坂本建設、代表取締役坂本俊正でございます。

次に、工事の内容を御説明いたします。

菊陽北小学校校舎増築事業は、急激な児童数の増加により、来年度は２教室、その後も増加が続き、令和７年度までには10教室の教室不足が見込まれております。そこで、本年度、造成工事及び10教室増の増築工事を完成させ、来年度からの教室不足に対応するもので、本工事は造成工事でございます。

参考資料の次の１ページの図面を御覧ください。

図面は、本工事の計画平面図でございます。図面の上が北側になります。昨年度、用地取得しました西側の山林を活用し、校舎の増築、給食室の新築及び運動場の拡張を行う計画でございます。

赤色表示が本工事の工事範囲でございます。

水色着色が議案第35号にて御審議いただきます増築校舎の建築箇所でございます。

また、黄色着色が給食室の建設予定地でございます。給食室への搬入路として、町道古閑原上堀川線から取付け道路を整備する計画でございます。

主な工事概要としまして、擁壁工、プレキャストＬ型擁壁（高さ0.3メートルから1.7メートル）、延長19.4メートル、ブロック積み擁壁（高さゼロメートルから４メートル）、延長90.8メートル。雨水排水工、排水側溝、延長267メートル、雨水浸透井戸、直径1.5メートル、深さ4.8メートル、２基。通路整備工、アスファルト舗装、面積259平方メートル。管理施設整備工、車両防護柵、延長97メートル、フェンス（高さ1.1メートルから３メートル）、延長316メートル。運動施設整備工、遊具移設４基、運動場舗装、面積605平方メートル、防球ネット（高さ８メートル）、延長187メートルなどの工事でございます。

図面中央の黒色の破線で示しております南北方向のＡの断面については、２ページで御説明し、取付け道路の東西方向のＢからＥの断面については、３ページで御説明します。

次の２ページの図面を御覧ください。

図面左側が北側、既存平家校舎でございます。図面右側が南側、運動場でございます。北側、既存平家校舎のテラス部分と運動場には6.2メートルの高低差がありますので、運動場か

ら2.2メートルの高さにブロック積み擁壁を築造します。新たに増築校舎への通路を３メートル幅員にて整備し、１割８分ののり勾配でのり面を仕上げ、維持管理の低減のため、防草シートを敷設後、地被類による植生を行います。あわせて、既存平家校舎への既設通路を今回工事にて３メートルに拡幅する計画でございます。

次の３ページの図面を御覧ください。

取付け道路の断面図でございます。図面のＢ断面が取付け道路の起点側で、南側の町道側でございます。図面のＥ断面が取付け道路の終点側で、北側の給食室側でございます。図面のＣ断面の位置にて、取付け道路と運動場の高さをすりつけ、約５メートル幅で車両の乗り入れ口を設ける計画でございます。

青色着色につきましては、現在施工中の造成工事(1)の工事範囲で、赤色着色が本工事の工事の範囲でございます。

取付け道路の西側の民地側には、車両用防護柵、目隠しフェンスを整備する計画でございます。取付け道路の東側、学校側には、雨水排水構造物、防球ネット、目隠しフェンス、車両用防護柵を整備する計画でございます。

工期につきましては、令和３年８月２日から令和４年３月31日までとしております。

菊陽北小学校増築事業は、児童数の増加に対応し、安全・安心で充実した教育環境づくりのための事業として、事故がないように十分に安全管理を行いながら進めてまいります。御審議のほどよろしくお願いします。

以上で施設整備課の説明を終わります。

○議長（上田茂政君）　財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君）　それでは、菊陽北小学校造成工事(2)の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、菊陽北小学校施設整備事業に係る土地の造成工事で、工種は土木一式工事となります。

工事内容と設計金額から、７月２日の指名審査会の審議を経まして、町の格付ランクＡを有する７業者を指名しました。

指名競争入札は７月20日に執行し、指名した業者名及び税抜きの入札価格は一覧のとおりですが、この中で最も低い価格で入札のあった１番目の株式会社坂本建設を落札者と決定しました。

なお、税込みの予定価格１億1,913万円に対しまして、落札価格は１億1,550万円で、落札率は96.95％という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

北山正樹君。

〇９番（北山正樹君）　浸透井戸、浸透ますについてお尋ねをします。

要するに、この考え方でいくと、雨水は下水として流すということではなくって、地下にしみ込ませるという考え方でしょう。

（施設整備課長荒牧栄治君「はい」の声あり）

今の説明でいくと、深さ4.8メートルの浸透井戸、これを２つ設けると。最近、雨の降り方が尋常じゃないので、どのぐらいの雨量に、この浸透ますで処理できる雨量というのを考えているのか、設計の基準というものをお示しをください。

〇議長（上田茂政君）　施設整備課長。

〇施設整備課長（荒牧栄治君）　浸透井戸について御説明いたします。

今回、菊陽北小学校増築事業につきましては、熊本県の開発基準にのっとって、開発の申請を行って確認をもらってやっているという中で、全体の開発の面積3,800平米なんですけども、その分で入ってくる雨水については、今設計しております1.5メートル直径の4.8メートルの浸透井戸で賄うという中で対応しております。こっから先、全部浸透井戸というわけではなくて、浸透井戸ではけない分は上井手のほうに少し流すような形は取ってあります。あくまでも時間調整する形で浸透させるという形でございます。

以上です。

〇議長（上田茂政君）　ほかに質疑ありませんか。

福島知雄君。

〇１７番（福島知雄君）　座ったまま質問させていただきます。

通常、汚水管は給水管よりも深く埋設するというのが常識なんですが、今回の施工で３ページのＤ－Ｄ断面の部分ですが、給水管よりも汚水管が浅くなっておりますけども、この辺はどうしてこうなったのか、施工上こうせざるを得なかったのか質問いたします。

〇議長（上田茂政君）　施設整備課長。

〇施設整備課長（荒牧栄治君）　ちょうど図面の１ページをお願いしたいと思います。ちょうどＤの断面というのが、増築校舎を造るところと新たに取付け道路を設けるとこの断面になります。基本的には、雨水管、汚水管ともに最低土かぶりというのが決まっておりまして、その中で対応していくと。汚水については、縦断方向に流さないかんもんで勾配をつけないかんと、そんな中で本来であれば同じ部分が望ましいところではあるんですけれども、今、図面表示としては高さが違うというところで、この辺につきましては、今後施工していく中で土かぶりを確定して、工事のほうを進めていきたいと思います。図面の表示的にはおかしかったかなと思っております。

以上です。

〇議長（上田茂政君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第34号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君）　全員賛成です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第１１　議案第３５号　工事請負契約の締結について（菊陽北小学校校舎増築工事（建築））

○議長（上田茂政君）　日程第11、議案第35号工事請負契約の締結について（菊陽北小学校校舎増築工事（建築））を議題とします。

施設整備課長、説明を求めます。

○施設整備課長（荒牧栄治君）　議案第35号工事請負契約の締結について御説明いたします。

菊陽北小学校校舎増築工事（建築）の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

契約内容を御説明いたします。

１、契約の目的、菊陽北小学校校舎増築工事（建築）。２、契約の方法、指名競争入札。３、契約金額、３億1,976万円。４、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町新山３丁目５番11号、株式会社藤島工務店、代表取締役藤島友一でございます。

次に、工事の内容を御説明いたします。

菊陽北小学校校舎増築事業は、来年度からの教室不足に対応するもので、本工事は増築校舎の建築工事でございます。

参考資料の次の１ページの図面を御覧ください。

図面は、本工事の計画平面図でございます。赤色着色が本工事の工事範囲でございます。

建物概要としまして、増築校舎の構造は、鉄骨造２階建て、新築１棟、延べ床面積約1,386平方メートルでございます。渡り廊下の構造は、鉄骨造平家建て、新築１棟、建築面積約82平方メートルでございます。

黒色の破線で示しております南北方向のＡの断面については、２ページで御説明いたします。

次の２ページの図面を御覧ください。

図面左側の上段が北側、ふれあいの森公園でございます。図面右側の下段が南側、町道古閑原上堀川線でございます。赤色で表示しておりますのが、渡り廊下及び増築校舎でございます。増築校舎の南側の運動場側には高さ２メートルのプレキャストＬ型擁壁、増築校舎の北側には高さ４メートルのブロック積み擁壁を別途工事の造成工事(1)にて整備し、増築校舎の２階と既存平家校舎を渡り廊下でつなぐ計画でございます。

次の３ページの図面を御覧ください。

図面は、増築校舎２階の平面図でございます。西側から２教室目、教室７の北側に既存校舎からの渡り廊下を接続します。普通教室を５教室、教材室を２室、多目的トイレ、女子トイレ、男子トイレ、手洗いを３か所、教室10の北側に内部階段を整備する計画でございます。

次の４ページの図面を御覧ください。

図面は、増築校舎１階の平面図でございます。普通教室を５教室、昇降口、多目的トイレ、女子トイレ、男子トイレ、手洗いを３か所、教室５の北側に内部階段、階段下倉庫を整備する計画でございます。

次の５ページの図面を御覧ください。

図面は、増築校舎の立面図でございます。増築校舎の建築高さは9.17メートル、東西方向の長さは54.1メートル、南北方向の長さは14.6メートルでございます。

工期につきましては、令和３年８月２日から令和４年３月31日までとしております。

菊陽北小学校増築事業につきましては、事故がないように十分に安全管理を行いながら進めてまいります。御審議のほどよろしくお願いします。

以上で説明を終わります。

○議長（上田茂政君）　財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君）　それでは、菊陽北小学校校舎増築工事（建築）の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、菊陽北小学校施設整備事業に係る校舎の増築工事で、工種は建築一式工事となります。

工事内容と設計金額から、７月２日の指名審査会の審議を経まして、町内に本店または支店等を有する業者で、県の格付ランクＢ以上を有する７業者を指名しました。

指名競争入札は７月20日に執行し、指名した業者名及び税抜きの入札価格は一覧のとおりですが、この中で最も低い価格で入札となった１番目の株式会社藤島工務店を落札者と決定いたしました。

なお、税込みの予定価格３億2,982万4,000円に対しまして、落札価格は３億1,976万円で、落札率は96.95％という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第35号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君）　全員賛成です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１２　議案第３６号　財産の取得について

○議長（上田茂政君）　日程第12、議案第36号財産の取得についてを議題とします。

危機管理防災課長、説明を求めます。

○危機管理防災課長（梅原浩司君）　議案第36号財産の取得について説明いたします。

本議案は、現在建築中の（仮称）防災センターで使用する備品購入に係る財産の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

初めに、契約内容を説明いたします。

１、契約の目的、（仮称）防災センター備品購入。２、財産の種類、物品。３、品名及び数量、議案の２枚目に購入する備品の品名及び数量を記載しております。総計504点となります。御確認いただきますようお願いします。４、契約の方法、指名競争入札。５、契約金額、2,860万円。６、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘１丁目３番１号、佐藤商店、代表佐藤譲治でございます。

次に、物品の内容について説明いたします。

参考資料の１枚目、右上に１階と表示されているＡ３の図面をお開きください。

図面の上が北になります。赤色に着色している箇所が今回購入する物品です。

まず、図面左上の更衣室２室に、男女合わせて102人分のロッカーを設置します。図面中央の防災研修室１には、78席分の長机と椅子を用意します。椅子の収納台も用意します。廊下を挟んで南側の倉庫には、主に衛生用品を備蓄することとしており、その保管庫として両開き型の収納棚を３台設置します。

次に、１枚めくっていただいて、２階の図面をお開きください。

まず、左上の危機管理防災課執務室の奥には、引き出し型のキャビネットを７台設置しま

す。なお、今回整備するキャビネットには、全て転倒防止ユニットを設置して、地震の際も倒れないようにしています。カウンターにあるのは、窓口対応用の椅子になります。

中央の災害対策本部室には、災害対策本部会議用として20席分の会議用机と椅子、そのほかに33席分の長机と椅子を用意します。その右側の応援活動拠点室、南側の災害対策本部別室にも長机と椅子を用意します。災害対策本部別室の左側にあるのは、ホワイトボードになります。総合政策課電算室と大型印刷室には、両開き型のキャビネットを12台設置します。

次に、１枚めくっていただいて、３階の図面をお開きください。

まず、左上の青色で表示している箇所については、子育てに関する相談スペースとして使用する予定で、今回の契約とは別に整備することとしています。

執務室の北側には、引き出し型のキャビネットを一面に設置し、東側には、前後２列のスライド式収納キャビネットを設けて、収容力の確保を図ります。執務室の廊下側には、窓口対応用のカウンターと椅子を設置します。立って対応するハイカウンターと座って対応するローカウンターをそれぞれ用意します。廊下には、待合用のベンチを３台用意します。廊下を挟んだ南側の執務室にも、窓口対応用のカウンターとキャビネットを設置します。その東側の会議室２部屋には、16席と８席分の長机と椅子、ホワイトボードを用意します。

以上、総計504点の備品を購入するものでございます。

なお、参考資料の後半に添付しておりますＡ４判の資料は、物品のイメージ図となっておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で危機管理防災課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君）　財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君）　それでは、（仮称）防災センター備品購入業務の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、（仮称）防災センターに係る事務用備品の購入で、業種は物品となります。

業務の内容から、７月２日の指名審査会の審議を経まして、物品の事務機器を指名の希望順位１位としている業者で、町内に本店を有する１社と、県内に本店を有し、これまでに指名実績のある８社を加えた合計９業者を指名しました。

指名競争入札は７月20日に執行し、指名した業者名及び税抜きの入札価格は一覧のとおりですが、この中で最も低い価格で入札のあった１番目の佐藤商店を落札者と決定しました。

なお、税込みの予定価格3,212万円に対しまして、落札価格は2,860万円で、落札率は89.04％という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

那須眞理子君。

〇６番（那須眞理子君）　備品をたくさん購入されました。私、監査をやっておりますけれども、今回の監査で備品について各課にお尋ねしております。それで、担当課がなくて、違う課のものを使ってたり、課が分からなかったり、そういう課が何課かあります。そういうことで、今回は防災センターで使うわけですから、防災センターで管理されるわけですか。まず、それをお聞きしたいです。

〇議長（上田茂政君）　危機管理防災課長。

〇危機管理防災課長（梅原浩司君）　お答えします。

今回購入する備品につきましては、防災用として購入するものでございますので、登録につきましては、危機管理防災課のほうで登録したいと考えております。

以上です。

〇議長（上田茂政君）　那須眞理子君。

〇６番（那須眞理子君）　そうであるならば、１階、２階、３階ありますので、必ず物品につきましては、１階の何、２階の何、３階の何ということで番号を打っていただきますようお願いします。よろしくお願いします。

〇議長（上田茂政君）　ほかに質疑ありませんか。

中岡敏博君。

〇８番（中岡敏博君）　備品について、転倒防止ユニット、合計で48台ということで、これについてちょっとお尋ねいたします。

ロッカーの転倒等を想定している部分で、災害においては、大地震が来たときに倒れて災害対策本部とか防災センターが使用できないことを防ぐものだと思いますが、どのような強度があって、どのような強さがあって、この数で十分であると考えられているのかお尋ねいたします。

〇議長（上田茂政君）　危機管理防災課長。

〇危機管理防災課長（梅原浩司君）　今回の転倒防止ユニットにつきましては、主にはキャビネットのほうに設置するものになります。これは、熊本地震の際に、実際に私も庁舎内の状況を見まして、実際にキャビネットから書類が飛び出して散乱していたりしている状況を見ておりましたので、今回は、強度については、すいません、数値的なものは分からないんですけども、前後の揺れ、これを吸収するようなものを全てのキャビネットに設置して、実際地震が起きたときにそういったのが落ちないように、前回の熊本地震は夜間の地震でしたので、職員とかはおりませんでしたが、今回は地震がいつ起こるか分かりませんので、昼間にもそういった地震が起こることを想定して、そういった書類が落ちないような対策を取っているものでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第36号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君）　全員賛成です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

休憩　午前11時４分

再開　午前11時14分

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（上田茂政君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１３　議案第３７号　財産の無償貸付について

○議長（上田茂政君）　日程第13、議案第37号財産の無償貸付についてを議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○商工振興課長（今村太郎君）　おはようございます。

それでは、議案第37号財産の無償貸付について御説明させていただきます。

最初に、議案内容の前に、本議案を上程させていただいた経緯、状況をまず御説明させていただきます。

６月29日に、議員の皆様にお集まりいただき御説明させていただいたとおり、その前日の６月28日に本町の誘致企業であるソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社より、（仮称）第二原水工業団地の計画区域の用地取得について申出をいただいております。その後、７月21日には、書面において用地取得の申込書を頂戴しております。

申出をいただいた後、熊本県と連携の上、先方とも緊密に調整、協議を続けながら、（仮称）第二原水工業団地の整備に必要な許認可等を得るための対応を進めてまいりました。大変急な対応となりましたが、先方は半導体という極めてスピード感を求められる事業をされている企業でもあり、この機会を逃さないよう、熊本県と一体となって可能な限り最速で対応を進め、その結果、７月27日に工業団地整備に必要な許認可である都市計画法に基づく開発行為及び農地法に基づく農地転用の許可を得ることができました。

また、許可と同日に、ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社と該当用地の土地譲渡契約を前提としました無償貸付けの仮契約を締結いたしまして、本日の議案を上程させていただいております。

通常であれば、用地売却に向けて手続を進めてまいるところですが、工業団地整備に必要な許認可が得られたとはいえ、用地を分譲できるまでに町ですべき作業等があるため、当面の期間、土地譲渡契約を前提としました無償貸付けにより事業を進めていくことが必要と判断しております。

町で行う具体的な作業としましては、工業団地計画区域の中に旧里道などの地番のない町所有地があるための表題登記、工業団地計画区域との境界となる県道や町道との分筆作業、また既に該当企業と移設の合意はできておりますが、携帯基地局や電柱等の移設の調整等の対応がまだ残っております。

また、計画区域の土地譲渡価格については、町が工業団地整備のために支出した経費を踏まえて算出いたしますが、先ほど申し上げた登記関係の作業及び電柱等の移転先の調整が完了しなければ、町の要した経費が確定できず、現時点では土地譲渡の価格は決定できないというような状況です。

極めて短い期間の中で手続を進めてまいりましたので、今申し上げた土地を譲渡できる条件を整えるまでの対応が今後必要という事情があり、現時点では用地売却が進められないという状況であります。

そのような状況を踏まえ、土地譲渡契約を前提としました無償貸付けを行い、ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社が、本町が計画した工業団地の設計内容に基づき、造成等を行い、整備事業の一部を担うことにより、これまで以上に迅速に事業が進められると考えておる次第です。

続いて、議案内容について御説明させていただきます。

町長からの提案理由にもありましたように、財産の無償貸付けについては、地方自治法第96条第１項第６号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、１の無償貸付けする財産の内容は、(1)の種類が土地で（仮称）第二原水工業団地計画区域。(2)の所在が菊池郡菊陽町大字原水字下大谷3880番18外161筆。(3)の面積が21万3,339.80平米で、区域は参考資料として議案の最終ページに添付しております図面でお示ししている赤枠の箇所となりますので、御覧いただければと思います。

２の無償貸付けの期間は、令和３年（2021年）８月１日から令和３年（2021年）12月31日までとする。ただし、当該期間内に土地譲渡契約が締結された場合、その引渡しの日の前日までとするとしており、年内には先方と土地譲渡の仮契約を締結しまして、譲渡まで完了することを目標としております。

３の無償貸付けの相手方は、これまでの説明のとおり、用地取得の申出をいただいておりますソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社となります。

４の無償貸付けの目的は、貸付けの相手方が速やかに（仮称）第二原水工業団地整備の準備作業に入るために、該当財産の土地譲渡契約を前提として無償貸付けするとしております。

なお、さきに御説明しましたとおり、本議案の無償貸付けは、土地譲渡契約の締結を前提としております。土地譲渡契約についても、議会案件となりますので、計画区域の用地を譲渡できる条件が整いましたら、速やかに土地譲渡仮契約を締結しまして、議会にお諮りいたしたいと考えております。

平成30年度より進めてまいりました（仮称）第二原水工業団地整備事業について、本日議員の皆様の御理解もいただいた上で、土地譲渡契約を前提とした無償貸付けにより、貸付けの相手方であるソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社と協力の上、スピード感を持って引き続き事業に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

坂本秀則君。

○１１番（坂本秀則君）　まずは、今回のソニーの誘致、もう大変喜ばしいことだと思います。町にも大変な利益をもたらすことと思います。それを踏まえて質問いたしますが、議案第37号、議案第38号でも質問しますが、今回急ですよね、全てが。再三地元説明もしてくれと要望したんですが、それもなされずに、もう失望しています。今回のこのやり方は、民主主義的なやり方からすれば、もう逸脱しているやり方かなと私は思っております。

そこで、今朝の熊日新聞でも報道されていましたが、先ほどの議員連絡会でも説明ありましたけど、この土地、また管理道路を含めて、町は一切造成工事ないし道路の新設工事はなされないのか、そこを質問いたします。

○議長（上田茂政君）　商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君）　では、今いただきました御質問について、造成工事の実施についてということでよろしいでしょうか。

造成工事につきましては、先ほど御説明しましたとおり、現在先方のソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社のほうが多くを実施するということになっております。

ただ、細かい点はまだ調整するところがございまして、全てを先方が整備するということが確定しているわけではないんですが、その多くは現時点では先方が整備するというような状況でありますので、御質問いただいたような現在ある町道の部分の撤去等に関しては、先方が行うことになるかと思っております。

ただし、前提としましては、説明しましたとおり、町が設計しております（仮称）第二原水工業団地の設計に基づいて実施していただくということだけは、この場で申し添えておきたいと思います。

以上となります。

○議長（上田茂政君）　坂本秀則君。

○１１番（坂本秀則君）　それでは、緑地帯、調整池、管理道路、それも全てもうソニーがやるということでいいですか。まだ分からないけど、現時点では。

○議長（上田茂政君）　商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君）　いただきました御質問についてお答えします。

今、坂本議員がおっしゃったとおり、調整池等については、現時点ではソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社が実施するというところになっております。

（11番坂本秀則君「緑地帯も」の声あり）

緑地帯のほうも整備することとなっております。

（11番坂本秀則君「管理用道路も」の声あり）

管理用道路もです。

○議長（上田茂政君）　坂本秀則君。

○１１番（坂本秀則君）　それで、地権者への土地の支払いです。まだ一部しか支払いが済んでないと思うんですが、普通だったら全部自分が支度して貸し付けるのが普通だと私は思うんですが、その前にもう貸付けの議案が提出されております。そこ、何ら問題ないのか。

それと、地権者への土地代はいつ完了するのか、そこは詳しく説明お願いします。

○議長（上田茂政君）　商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君）　今いただきました御質問についてお答えさせていただきます。

契約上は、農地転用の許可が下りましたら、町に土地を引渡しするということになっております。ただ、今坂本議員がおっしゃったように、支払いの関係は当然ございますので、本日多くの方のお支払いが完了している予定になっております。一部、相続関係で請求が遅れている方についてのみ、来月以降、８月以降となるんですが、今日ほとんどの方が支払いを終えるというような状況になっております。

以上となります。

○議長（上田茂政君）　ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○１４番（甲斐榮治君）　事業自体については、非常に積極的な意味を持つ事業であるというふうなことを前提に、ただしそこに至るまでの過程については、きちんと整然とやっていただきたいというそういう意味で質問をいたしたいと思います。

１つは、これは私の記憶違いかどうかよく分かりませんが、確認をしますが、この第二工業団地については、予算上、工業団地造成事業債11億5,000万円が起債されております。それから、公有財産の購入費として10億1,000万円、予算措置がされている。これは、これでこういう理解でいいのか、これをまず１点。

○議長（上田茂政君）　商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君）　では、今の予算についての御質問についてお答えさせていただきます。

今甲斐議員がおっしゃったとおり、財源につきましては、歳入が起債、それと歳出で土地取得費ということで計上していることはそのまま事実でございます。

以上となります。

○議長（上田茂政君）　甲斐榮治君。

○１４番（甲斐榮治君）　そうしますと、質問の１点は、この造成事業債、これは先ほどの説明からしますと、町の計画に従ってソニー側で造成をするというふうなことだったと思いますが、そうしますと、この事業債はもう既に起債されておるのか。もう起債されておるならば、それはもう解消するのかどうか、それが１点。

それから、譲渡価格が今設定できない状態、電柱の移動とかいろんな作業があって、だから普通は議会に諮るならば譲渡価格等が設定されて諮るわけですけども、地方自治法上は、価格が設定されてないときには、議会の議決を得て、ここに出てきてるような無償譲渡、こういう方法があるというふうにありますが、価格が設定された時点で後の対応はどうなるのかをお聞かせいただきたい。２点。

○議長（上田茂政君）　商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君）　今の御質問についてお答えさせていただきます。

今年度の起債の予算については、まだ起債を起こしておりませんので、まだ借入れを行っていないという状況です。今後、先ほど御説明しましたとおり、土地の売却についても進めていく予定としておりまして、その内容次第では、今年度補正予算で財源を組み替えまして、ソニーさんからの土地の売却で予算をやりくりしていくということを今考えておる次第です。

それと、もう一つの御質問、無償貸付けの後の手続のことかなというふうに思うんですが、先ほど議案の中でも御説明しましたように、今後価格が確定すると併せて町がすべきことが済みましたら、土地の売却の条件が整うというふうに考えております。それが整い次第、仮契約を結びまして、先方のほうに土地を売却するということを考えておりまして、土地の売却につきましても議会案件となりますので、その場合は速やかに議会の皆様にお諮りしたいというふうに思っております。

以上となります。

○議長（上田茂政君）　ほかに質疑ありませんか。

福島知雄君。

○１７番（福島知雄君）　この物件は、申請に関しては５条申請になるわけですか。５条申請ですね。そうしますと、開発許可が下りてから土地代の決済をすると、そして所有権移転をするということになろうかと思いますけども、本日付でほとんどの方に土地代を支払うということなんですが、登記上は所有権移転できないわけですよね、登記上は。１週間か10日ぐらいかかると思いますから、所有権移転は。その時点での貸付けは問題ないのかということですが。

○議長（上田茂政君）　商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君）　では、今いただきました御質問についてお答えさせていただきます。

今福島議員のおっしゃったとおり、登記に関しましては時間がかかりますので、しばらく法務局に持ち込んでから登記名義上が変わるということになろうかと思います。

ただ、土地売買の契約上は、町のほうの所有に移っておりますので、今無償貸付け等の手続については問題ないというふうに考えております。

○議長（上田茂政君）　福島知雄君。

○１７番（福島知雄君）　開発区を受領してから素地のまんま転売するということは、農地法上問題ないんでしょうか。通常であれば、開発工事をして、それから売却するというのが通常であろうかと思いますけど、今回は特異な案件かと思いますが。要は、購入しました。それを手つかずの状態で売却するということですが、農地法の問題はないのかということですが。

○議長（上田茂政君）　商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君）　では、今いただきました御質問についてお答えさせていただきます。

工業団地の売却につきましては、自治体が用地買収から造成を行いまして譲渡する経費と、あと自治体が用地買収や許認可まで取得して企業が造成する場合、それとその中間みたいなところもございます。現在、農地転用につきましては、あくまで町の工業団地を整備するということで農地転用の許可をいただいておりまして、先ほどおっしゃったような５条許可に基づきまして町に所有権が移るということになっております。

その後、町が造成すべきところではあるんですが、通常町が発注するところを現在ソニーが進めるというようなことになっておりまして、一定ソニーのほうで造成事業が済みましたら、名義を変えてソニーさんに売却するという形になりますので、第５条申請上は問題ないというふうに、あくまで工業団地を整備するために５条許可を取っておりまして、そのことは変わりませんので、問題ないというふうに聞いております。

以上となります。

○議長（上田茂政君）　福島知雄君。

○１７番（福島知雄君）　あと一点ですけども、この事業は優良宅地造成事業の案件に該当するんでしょうか。もし該当するんであれば、税務署等の事前協議が必要になろうかと思いますけども、その辺はどうですか。

○議長（上田茂政君）　商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君）　ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

優良宅地ではなかったと思うんですが、町が工業団地を整備する際に、宅地造成による税控除の規定がございまして、そちらの適用のほうを受けておりますので、1,500万円の控除を地権者様は控除を受けるということで手続を進めております。

以上となります。

○議長（上田茂政君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第37号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君）　全員賛成です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１４　議案第３８号　町道路線の変更について

○議長（上田茂政君）　日程第14、議案第38号町道路線の変更についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野和幸君）　議案第38号町道路線の変更について御説明いたします。

提案理由でありますが、（仮称）第二原水工業団地整備事業では、町道中尾護川線、南方護川線、入道水下大谷線及び柳水東護川線の一部が区域に取り込まれる計画であります。そのため、町道中尾護川線、南方護川線及び入道水下大谷線の終点位置を県道大津植木線との接続点に変更し、柳水東護川線の終点位置を町道下大谷１号線との接続点にそれぞれ変更いたしますので、道路法第10条第３項において準用する同法第８条第２項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容については、参考資料の次のページをお開きください。

Ａ３サイズ用紙の左側に町道の区域の変更を表示しております。

用紙の右側の位置図により御説明いたします。

番号①が町道中尾護川線であります。青色の破線の路線が（仮称）第二原水工業団地整備事業の計画区域に取り込まれることにより、旧終点が南側の県道大津植木線との接続部に新終点が移動したものであります。県道熊本菊陽線との接続点を起点とした赤色の実線で表示いたしておりまして、延長が1,920.36メートルから1,440.62メートルに変更となります。

番号②が町道南方護川線であります。（仮称）第二原水工業団地整備事業の計画区域に一部取り込まれることにより、青色の破線の旧終点が南側の県道大津植木線との接続部に新終点が移動したものであります。県道熊本菊陽線との接続点を起点とした赤色の実線で表示いたしておりまして、延長が3,026.88メートルから1,758.12メートルに変更となります。

番号③が町道入道水下大谷線であります。青色の破線の路線が（仮称）第二原水工業団地整

備事業の計画区域に取り込まれることにより、旧終点が南側の県道大津植木線との接続部に新終点が移動したものであります。番号②、町道南方護川線との接続点を起点とした赤色の実線で表示いたしておりまして、延長が694.58メートルから414.11メートルに変更となります。

番号④が町道柳水東護川線であります。青色の破線の路線が（仮称）第二原水工業団地整備事業の計画区域に取り込まれることにより、旧終点が西側の町道下大谷１号線との接続部に新終点が移動したものであります。番号②の町道南方護川線との接続点を起点とした赤色の実線で表示いたしておりまして、延長が1,250.54メートルから1,136.09メートルに変更となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

坂本秀則君。

○１１番（坂本秀則君）　議案第38号町道路線の変更について質問いたします。

本議案に対しては、当初地元での説明では、１路線確保するという説明だったですよね。それで地元の皆さんはもう納得しとったんですが、今後この路線は廃止になるということで、もう特に入道水下大谷線とかは、通勤また農作業等で利用されて、これがなくなるというと、もう地元の人はとても迷惑、困惑するんです。

そこで、全路線廃止になるということの経緯と理由を説明お願いいたします。

○議長（上田茂政君）　商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君）　では、今御質問いただいた土地を一体的に使う理由ということかなというように思うんですが、その点について御説明させていただきます。

先ほども議案提案の中で御説明させていただいたとおり、６月下旬に先方のほうから正式に申入れをいただいて、内容の調整等を行っておりました。その以前から、先ほどの議員連絡会でも御説明したとおり、調整池の移動とか土地利用の最大限使える方法というのを検討してまいった次第です。当初は、議員のおっしゃられるとおり、中に道路を１本通しまして、北側に行ける道を確保するということで考えておったんですが、先方との協議の中で土地を一体的に利用したいというような御要望をいただきましたので、その要望に沿うように土地を一体的に活用させていただくため、町道のほうを全て廃止するというところで手続を進めております。

先ほど議員連絡会で申し上げたとおり、大変真ん中の道路を使われている方には御不便をおかけするとは思っておるんですが、その周りに道路を再度改めて整備をさせていただいて、そちらを御使用いただければというふうに思っております。回り道になって大変御迷惑をおかけするということもございますが、先ほど坂本議員からおっしゃっていただいたように、地元での説明会も現在検討しておりまして、そのときなどの機会に丁寧に説明をさせていただいて、地元の皆様にも御理解いただければというふうに考えておる次第です。

以上となります。

○議長（上田茂政君）　坂本秀則君。

○１１番（坂本秀則君）　それで、町道廃止に対しては、今答弁があったですけど、地元での説明会を議案提出前には行ってくれって再三要望しましたよね。それでもできなかったというのは、何か理由があったんですか。

○議長（上田茂政君）　商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君）　では、今いただいた御質問についてお答えさせていただきます。

６月28日に用地取得の意向をお聞きしてから、極めて短い期間で対応してまいったということがございます。極めて短期間の中で、相手方もおりますので、内容を機密事項として取り扱ったために事前の地元の説明ができなかったというところは、大変申し訳なく思っているところです。

地元に対する説明については、先ほど坂本議員からもおっしゃられたとおり、以前から助言をいただいておりましたので、町長からの指示も受けた上で、現在入道水の区の区長さんと相談をさせていただいております。入道水区の区長さんからは、柳水区、古閑原区の住民の方皆さんにも説明してほしいという御要望をいただいておりますので、現在そのような御意見を頂戴した上で、ふれあいの森研修センターで行ってほしいというようなとこまでいただいておりますので、その意見も踏まえた上で、周知の期間を確保した上で、なるべく早めに説明会を実施したいというふうに思っておる次第です。

以上となります。

○議長（上田茂政君）　坂本秀則君。

○１１番（坂本秀則君）　地元説明会を開催する。もう早急にしてほしいんです。

そこで、今回のやり方は、先ほども申しましたが、路線を通すと言いながら今度はもう通さないわけだけん、もう民主的手法からすれば、地元説明会もせんで議案提出なんて、もう逸脱してると思われます。

それで、早急な開催を要望しまして、この町道、いつまで通行できるのか、そこを最後の質問とします。

○議長（上田茂政君）　商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君）　先ほどから申し上げましたとおり、造成のほうはソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社が実施する方向で今調整をしております。工事の入る時期については、まだはっきりしておりませんので、工事の工程等を確認した上で、またいつから通れなくなるか等を確認して、地元等には周知していきたいということで考えておりまして、現時点ではまだはっきりしておりません。

以上となります。

○議長（上田茂政君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第38号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君）　全員賛成です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第１５　議案第３９号　町道路線の認定について

○議長（上田茂政君）　日程第15、議案第39号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野和幸君）　議案第39号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由でありますが、道路法第８条第１項の規定により、町道路線を認定する必要があるため、同法第８条第２項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容については、参考資料の次のページをお開きください。

位置図により御説明いたします。

赤色の線の路線は、番号①、下大谷５号線であります。菊陽町道下大谷４号線と大津町道杉水原水線を結ぶ道路であります。先ほど議案第38号町道路線の変更についてで御説明いたしました番号②、町道南方護川が（仮称）第二原水工業団地整備事業の計画区域に一部取り込まれることにより、分割する必要があるため、当該路線については新規の認定をお願いするものであります。延長については、914.10メートルとなります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第39号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君）　全員賛成です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１６　議案第４０号　熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

○議長（上田茂政君）　日程第16、議案第40号熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（矢野博則君）　それでは、議案第40号熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを説明いたします。

まず、提案理由ですが、熊本県市町村総合事務組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により、関係団体において同文での議決を求めるものでございます。

この規約変更は、同組合の構成団体であるくまもと県北病院機構設立組合が令和３年４月１日から玉名市玉東町病院設立組合に名称を変更したことによるものでございます。

２枚めくっていただき、参考資料として、規約の新旧対照表をおつけしております。

別表第１は、組合を組織する地方公共団体で、左側の現行の７行目から８行目にかけてのくまもと県北病院機構設立組合を、右側の改正後は玉名市玉東町病院設立組合とするものであります。

次のページを御覧ください。

別表第２は、組合の共同処理する事務で、第３条第９号に関する事務は、議会の議員その他非常勤の職員に係る公務災害補償に係る事務ですが、左側９行目のくまもと県北病院機構設立組合を、右側の改正後は玉名市玉東町病院設立組合とするものでございます。

最後に、１枚目にお戻りいただきまして、附則で、この規約は地方自治法第286条第１項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の熊本県市町村総合事務組合規約の規定は令和３年４月１日から適用するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第40号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君）　全員賛成です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１７　同意第１１号　副町長の選任について

○議長（上田茂政君）　日程第17、同意第11号副町長の選任についてを議題とします。

吉野副町長、退場願います。

〔副町長　吉野邦宏君　退席〕

○議長（上田茂政君）　総務部長、説明を求めます。

○総務部長（板楠健次君）　それでは、同意第11号副町長の選任についてを説明いたします。

本年８月24日をもちまして吉野邦宏副町長の任期が満了いたします。次期副町長につきましても、引き続き吉野邦宏氏を選任したく、地方自治法第162条の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

吉野邦宏氏の住所、生年月日は、記載のとおりでございます。

経歴につきましては、配付しております関連資料を御覧ください。

昭和54年４月に菊陽町に入庁され、様々な部署を経験し、平成19年４月から環境生活課長を、平成23年４月から総合政策課長を歴任されました。その後、平成25年４月から平成29年３月まで総務部長を歴任され、平成29年８月に副町長に就任し、現在に至っております。

吉野邦宏氏は、町職員として38年間の豊富な行政経験を生かし、この４年間、副町長として、熊本地震後の復旧、復興事業をはじめとした町の大きな課題に対し、後藤町長を補佐し、町の発展に尽力いただきました。地方自治法では、副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け、政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督するなどが規定されております。吉野氏は、この４年間、この副町長の職責をしっかりと果たされており、副町長として適任でございます。

次期副町長として引き続き吉野氏を選任したく、ぜひ御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君）　討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第11号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君）　賛成多数です。したがって、同意第11号は原案のとおり同意されました。

吉野副町長の入場を許可します。

〔副町長　吉野邦宏君　入場〕

○議長（上田茂政君）　ただいま同意第11号で同意しました吉野邦宏君が議場においでですので、同意したことを告知します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和３年第１回菊陽町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

閉会　午前11時51分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

令和　　年　　月　　日

菊陽町議会議長　　上　田　茂　政

菊陽町議会議員　　渡　邊　裕　之

菊陽町議会議員　　佐　藤　竜　巳

菊陽町議会会議録
令和３年第１回７月臨時会

令和３年7月発行

発行人　菊陽町議会議長　上田茂政
編集人　菊陽町議会事務局長　東　桂一郎
印　刷　株式会社ぎょうせい九州支社
電話（092）831－0700（代表）

菊陽町議会事務局

〒869-1192　熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800
電　話㈹（096）232－2111
議会事務局TEL（096）232－4919